

2022年度

大阪公立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【2年短縮型】

法律科目試験問題：民事訴訟法

(配点：80点)

注意事項

- 1 机上に各自の「受験票」を出しておくこと。
- 2 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 3 問題冊子は、全部で2ページである。
解答用紙は、全部で8ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 4 解答用紙は切り離さないこと。
解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。
- 5 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、
2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 6 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 7 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 8 解答用紙には黒鉛筆（HBかB）、シャープペンシル（B）、黒ボールペン又は万年筆（黒インク）を使用すること。

(民事訴訟法)

第1問

Xは、Yの運転する自転車にはねられ、全治3週間のケガを負った。そこで、Xは、Yを被告として不法行為に基づく100万円の損害賠償を求める訴えを提起した。Xは、民法709条のYの「過失」を基礎付ける事実として、Yが自転車を運転中に脇見をしていたこと（以下、「A事実」という）を主張した。

以上の事例を前提に、次の各問に答えなさい。なお、各問は、それぞれ独立した問題である。

(配点：40点)

問1 YはA事実を否認した。そこで、裁判所は、A事実の存否を認定するために証拠調べを行ったが、A事実については存否不明に陥った。しかし、裁判所は、Yは事故時に自転車から両手を離していたこと（以下、「B事実」という）が認められるとの心証を抱いた。この場合、裁判所は、B事実を認定して、Yの行為に「過失」が存在すると判断することができるか。

問2 Yは、自らの「過失」の存在を認めたが、A事実については知らないと陳述した。この場合、裁判所は、仮に、証拠調べをした結果、A事実が存在しないとの心証を抱いた場合にも、Yの行為に「過失」が存在すると判断することができるか。

第2問

Yから建物の増築工事を請け負ったXは、注文者であるYに対して、請負代金債権800万円のうちの一部分であることを明示して、600万円の支払いを求める訴えを提起した。第一回口頭弁論期日において、Yは、上記建物の増築部分に瑕疵があるためXに対して300万円の瑕疵修補に代わる損害賠償債権を有すると主張して、当該債権を自働債権、Xの訴求債権（請負代金債権）を受働債権とする相殺の意思表示をした。

以上の事例を前提に、次の各問に答えなさい。

(配点：40点)

問1 裁判所は、請負代金債権はXの主張する通り800万円成立しており、Yが主張する損害賠償債権は250万円の限度で成立しており、両債権は口頭弁論終結時点において相殺適状にあるという心証を抱いた。このとき、裁判所は、どのような内容の判決を言い渡すべきか。また、その判決が確定した場合、どの事項について既判力が発生するか。

問2 問1の判決の確定後、Xは、Yに対して、請負代金債権のうちの前訴で訴求していない部分であることを明示して、200万円の支払いを求める訴えを提起した。この訴えの適法性を論じなさい。

＜出題の趣旨等 2022年度 民事訴訟法＞

〔出題の趣旨〕

第1問は、問1では客観的証明責任の分配と当事者による事実主張の原則について、問2ではいわゆる権利自白の成否について問うている。第2問は、問1では主に相殺の抗弁についての既判力の範囲について、問2では確定判決後の残額請求の可否について問うている。いずれの問題も、弁論主義、証明責任、既判力に関する基本的な知識と論述能力を試している。

なお、言うまでもないが、他の論述式試験科目と同じく、法科大学院で学ぶうえでの基本的な学力として、文章の正確な読解力、論理的な推論、分析、判断を的確に行うことのできる能力、および思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力があるかどうか、前提として問われている。

〔配点〕

第1問（計40点）

問1 20点

問2 20点

第2問（計40点）

問1 20点

問2 20点

合計80点

〔採点基準〕

・第1問について

問1では、客観的証明責任とその分配、および、当事者による主張事実の原則について、具体的な事例にそくして説明することが求められる。

問2では、法律要件要素である「過失」についての自白が成立するか否かについて、自己の見解を理由付して示した上で、その見解によれば、具体的な事例においてどのような帰結となるのかを説明することが求められる。

・第2問について

問1では、明示的一部請求訴訟において、相殺の抗弁が提出された場合に、どのように審理判断されるか、さらに、どの部分に既判力が生じるのかについて、適切に説明することが求められる。

問2では、明示的一部請求訴訟の確定判決後に残部請求をすることができるか否かについて、事例に則して検討することが求められる。この際、前訴確定判決の既判力の範囲や、後訴について訴訟上の信義則が適用されるか否かについて、自らの見解を理由付けて示すことが望まれる。

以上